

有料時間貸駐車場用区有地貸付 質問と回答 【物件番号2】世田谷区桜上水三丁目343番47、48外

Q1 物件2及び物件3の両方に申込みをする場合、提出書類のうち、登記事項証明書(謄本)、印鑑証明書について、各物件ごとに提出が必要なのでしょうか。または同一申込者であれば各書類1通を共通で提出できるのでしょうか。

A1 物件番号2と物件番号3、両方の入札に参加する場合、募集案内3ページの申込み必要書類②～⑩の書類はあわせて1部でかまいません。

【11月7日更新】

Q2 契約期間満了後の更新について、対象地を公共・公用の用に供する必要が生じた場合以外に、更新が認められないケースはどのようなものがあるのでしょうか。

A2 認められないケースとしては、近隣苦情等の諸事情により継続が困難な場合、また、その他(案)土地貸付契約書 第13条(契約の解除)によるものが考えられます。

Q3 物件番号2-②において、車両の配置を南北方向に限定するというのは、現事業者と同様の配置であれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。

A3 ご質問のとおり、現事業者と同様の配置であれば問題ありません。

Q4 物件番号2-③において、区が年14日間利用する具体的な日程と、利用用途を教えてください。

A4 現時点では日程は確定しておりませんが、概ね7月から11月の間に1～3日間ずつ、数回にわけて合計14日間利用する予定です。落札事業者には、4月当初に日程が決まり次第お知らせします。なお、利用用途は地域振興のための催しで使用します。

Q5 落札後の契約締結・辞退時のペナルティについて、違約金等は発生しないという認識でよろしいでしょうか。

A5 落札後契約締結を辞退する場合については、募集案内P.6「7 落札者(3)」に記載のとおり、契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、その後2年間は一般競争入札による区有財産の貸付には参加できません。また、違約金については、発生いたしません。

Q6 駐車場開設後(運営開始後)に事業者側から解約を申し出る場合、すでに納入済みの貸付料(3ヵ月分)の返還はないが、解約は可能という認識でよろしいでしょうか。

A6 当初契約期間中(1年間)は解約しない前提での募集になります。やむを得ず事業者側の都合により契約期間中に解約を申し出た場合は、募集案内P.6「9 契約(3)」に記載のとおり、解約の日から2年間は一般競争入札による区有財産の貸付には参加できません。また、既に納付済みの貸付料については返還しません。

Q7 事業者側から解約を申し入れる場合、1物件のみの解約のような個別解約は可能でしょうか。

A7 1物件のみもしくは2物件のみの個別解約はできません。事業者側からの解約は、すべての物件を解約する場合のみ行えます。なお、事業者側からの解約については、A6も併せてご確認ください。

Q8 各物件の直近1年間における毎月の売上を教えてください。

A8 現事業者が落札した時の入札募集案内においては売上実績の報告を求めていなかったことから、区では売上の把握はしておりません。

Q9 アスファルト舗装ではなく砂利敷きで運営することは可能でしょうか。

A9 砂利敷きでの運営も可能ですが、周辺の道路等への飛散防止対策を施してください。

Q10 消費税非課税のことですが、アスファルト舗装を現事業者から引き継いだ場合の課税区分も同様の認識でよろしいでしょうか。

A10 アスファルト舗装を現事業者より落札事業者が引き継いだ場合、区は落札事業者に土地のみを貸付けますので、区と落札事業者の間の取引きは、非課税となります。

Q11 物件番号2-②の土地の引き渡しは更地ですとありますが、こちらの物件に関しては落札後、現事業者と区を通して協議することは可能でしょうか。

A11 現況のアスファルト舗装が広範囲に損傷しているため、更地での引き渡しになります。

Q12 物件番号2-②の東側単管パイプ柵は撤去して引き渡しますとありますが、落札した事業者にて再設置は必要でしょうか。

A12 東側道路は通学路に指定されており、児童の安全を守るために柵の再設置は必要です。
物件調書にありますとおり、景観に配慮したガードパイプ柵等(単管パイプは不可)の防護柵を新たに設置してください。

Q13 物件番号2と物件番号3の両方の入札に参加する場合は、必要書類はすべて2部ずつのご提出でよろしいでしょうか。

A13 A1を参照してください。

【11月17日更新】